

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年6月13日
【四半期会計期間】	第59期第1四半期（自平成23年2月1日至平成23年4月30日）
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 文夫
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052 - 532 - 2211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 山本 大寛
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052 - 532 - 2211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 山本 大寛
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第59期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第58期
会計期間	自平成22年 2月1日 至平成22年 4月30日	自平成23年 2月1日 至平成23年 4月30日	自平成22年 2月1日 至平成23年 1月31日
売上高(百万円)	18,036	17,377	80,378
経常利益又は経常損失() (百万円)	762	1,186	343
四半期(当期)純損失() (百万円)	486	797	260
純資産額(百万円)	19,190	18,042	19,057
総資産額(百万円)	38,295	38,831	39,907
1株当たり純資産額(円)	2,587.99	2,434.16	2,566.05
1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	66.48	109.01	35.61
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	49.5	45.9	47.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	251	1,693	863
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	239	249	502
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	414	485	773
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	5,081	4,096	5,550
従業員数(人)	1,378	1,343	1,323

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成23年4月30日現在

従業員数（人）	1,343	(654)
---------	-------	-------

（注）従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の当第1四半期連結会計期間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成23年4月30日現在

従業員数（人）	649	(525)
---------	-----	-------

（注）従業員数は、就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、（ ）内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の当第1四半期会計期間の平均人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

当社グループは、衣料品事業の単一セグメントであります。当社グループを展開する事業の販売形態の特徴により、事業部門を製造卸売グループとSPAグループ(渋谷109系SPA事業、キャリア&ミセス系SPA事業)の2つに編成しております。事業の実態をご理解しやすくするため、セグメント別にかえて、事業部門別に記載しております。

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における事業部門別の仕入実績は、次のとおりであります。

区分		金額(百万円)	前年同期比(%)
製造卸売グループ		13,006	+4.9
SPA グループ	渋谷109系SPA事業	1,188	+31.6
	キャリア&ミセス系SPA事業	602	18.5
	小計	1,791	+9.0
消去		38	
合計		14,759	+5.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における事業部門別の販売実績は、次のとおりであります。

区分		金額(百万円)	前年同期比(%)
製造卸売グループ		14,532	1.4
SPA グループ	渋谷109系SPA事業	1,813	13.7
	キャリア&ミセス系SPA事業	1,075	16.8
	小計	2,888	14.9
消去		43	
合計		17,377	3.7

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社しまむら	2,859	15.9	3,291	18.9
イオンリテール株式会社	1,126	6.2	1,927	11.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

(1) 商標使用契約の締結
該当事項はありません。

(2) 商標使用契約の解約
該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出関連企業を中心に回復に向かっておりましたが、東日本大震災を境に、サプライチェーンの寸断による生産の落ち込みなどを背景として経済活動は急速に悪化しました。今後の先行きにつきましては、復興需要や生産体制の修復を支えに早期回復が期待されるものの、電力供給の制約や所得の減少による消費環境の悪化など景気の下振れとなるリスクも懸念されます。

当アパレル業界では、震災直後に個人消費が急速に落ち込むなど厳しい状況で推移しましたが、量販店をはじめ専門店、百貨店などの被災店舗の復旧が早期に実施されたことに加えて、衣料品に対する消費に回復の兆しが示されるなど徐々に持ち直しの動きがみられております。

このような状況におきまして、製造卸売グループでは、変化する小売市場に対応するため、得意先との協業による売場提案型のトータルコーディネート販売の強化を図るとともに、販売・生産・物流の効率化に取り組んでまいりました。SPAグループでは、渋谷109系SPA事業でのショッピングモール向け業態の強化及びキャリア&ミセス系SPA事業での収益改善に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は、震災による関東以北での販売機会の喪失と震災後の自粛ムードによる衣料品市場の著しい冷え込みも影響して173億77百万円(前年同期比3.7%減)と減少しました。

製造卸売グループの売上高は、震災直後の小売店舗の売上減少による影響を受けたものの、得意先との協業による売場提案型のトータルコーディネート販売の強化により前年同期比では微減に留まりました。

SPAグループの売上高は、前年同期比14.9%減となりました。これは渋谷109系SPA事業及びキャリア&ミセス系SPA事業で震災や計画停電による店舗休業や営業時間縮小の影響を受けたことにより、直営店での売上高が大幅に減少したことによりです。

営業損益は12億15百万円の損失(前年同期は8億1百万円の営業損失)となりました。

これは販売費及び一般管理費を52億10百万円(前年同期比5.1%減)と前年同期より削減できたものの、春物商品の実需期での売上高の大幅な減少により、売上総利益が39億94百万円(前年同期比14.8%減)となったことによりです。

経常損益は11億86百万円の損失(前年同期は7億62百万円の経常損失)となりました。

これは、受取配当金などの営業外収益が52百万円となり、為替差損などの営業外費用が23百万円となったことによりです。

四半期純損益は7億97百万円の四半期純損失(前年同期は4億86百万円の四半期純損失)となりました。

これは、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額などによる特別損失の計上1億35百万円(前年同期は6百万円の特別損失)などにより、税金等調整前四半期純損失が13億20百万円(前年同期は7億63百万円の税金等調整前四半期純損失)となり、法人税等調整額が4億84百万円のマイナス(前年同期は2億96百万円のマイナス)となったこと等によりです。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第 1 四半期連結会計期間末の総資産は、388億31百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億76百万円の減少となりました。

流動資産は263億57百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億22百万円の減少となりました。流動資産の減少の主な要因は、受取手形及び売掛金が18億 9 百万円減少し、現金及び預金が14億71百万円減少したことによります。

固定資産は124億73百万円となり、前連結会計年度末に比べ54百万円の減少となりました。固定資産の減少の主な要因は、無形固定資産が 1 億86百万円減少したことによります。

(負債)

当第 1 四半期連結会計期間末の負債は、207億88百万円となり、前連結会計年度末に比べ61百万円の減少となりました。

流動負債は、185億63百万円となり、前連結会計年度末に比べ 4 億11百万円の減少となりました。流動負債の減少の主な要因は、支払手形及び買掛金が 6 億27百万円減少したことによります。

固定負債は22億25百万円となり、前連結会計年度末に比べ 3 億50百万円の増加となりました。固定負債の増加の主な要因は、当第 1 四半期連結会計期間より新たに資産除去債務を 1 億85百万円計上し、長期借入金が 2 億13百万円増加したことによります。

(純資産)

当第 1 四半期連結会計期間末の純資産は、180億42百万円となり、前連結会計年度末に比べ10億15百万円の減少となりました。純資産の減少の主な要因は利益剰余金が 9 億44百万円減少したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第 1 四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ14億 53百万円減少し、40億96百万円となりました。

当第 1 四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、16億93百万円(前年同期は使用した資金 2 億51百万円)となりました。これは、税金等調整前四半期純損失が13億20百万円(前年同期は税金等調整前四半期純損失 7 億63百万円)となり、売上債権が18億 9 百万円減少(前年同期は29億79百万円減少)したものの、たな卸資産の増加が15億56百万円(前年同期は 7 億73百万円増加)、仕入債務の減少が 6 億27百万円(前年同期は10億24百万円減少)となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、 2 億49百万円(前年同期は使用した資金 2 億39百万円)となりました。これは、貸付けによる支出 1 億円(前年同期は貸付けによる支出はなし)、有形固定資産の取得による支出96百万円(前年同期は 1 億27百万円)等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、 4 億85百万円(前年同期は使用した資金 4 億14百万円)となりました。これは、配当金の支払が 1 億43百万円(前年同期は 1 億44百万円)となったものの、短期借入金の増加が 4 億 6 百万円(前年同期は 2 億円減少)となり、長期借入れによる収入が 3 億円(前年同期は長期借入れによる収入はなし)となったこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社が既存の事業の強化及び新規事業の拡大を実現し、企業価値を向上させていくためには、当社の独自性を十分理解した上で、中長期的な視点に立った経営を行っていくことが必要となります。具体的には、「グループの総合力」、「商品開発力」、「生産力」、「販売力」及び「ブランド力」の維持・強化のための既存の事業の強化及び新規事業の拡大等に重点を置いた経営が必要不可欠となります。当社の株式の大量買付を行う者がこれら当社グループの企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社が、当社グループの企業価値の源泉である「グループ総合力」、「商品開発力」、「生産力」、「販売力」及び「ブランド力」の維持・強化を今後も継続的に実践していくためには、() 当社グループの商品開発力及び生産力、販売力、ブランド力及びグループ総合力の根幹となる人的資源及びノウハウの確保・充実、() 当社グループ内の人的資源及びノウハウを有機的に結合させる当社独自のD I V (ディヴィジョン) 制の維持、() 契約工場及び仕入先、並びに量販店、専門店、百貨店等の小売店等といった取引先との信頼関係の維持、() 当社グループ全体での更なるノウハウの獲得のためのS P A事業やO E M事業のパートナーとの信頼関係の維持、() 当社及び子会社間のシナジーを最大限発揮するための当社グループ体制の維持が、不可欠であります。

そして、当社は、それぞれのグループ内の各事業の特性を深化させつつ、商品開発ノウハウ、商品供給力及び人材等のグループ内の経営資源を有機的に結合させ、その有効活用を図ることによりシナジー効果を発揮するとともに、当社グループの事業規模を拡大し、収益性を向上・安定化させることにより、企業価値の向上を目指しております。具体的には、以下の施策の維持・強化を図っております。

(a) グループ総合力の維持・強化

当社グループ各社は、それぞれの得意分野への集中を図りつつ、当社グループ間の連携によるシナジー効果を発揮し、「グループ総合力」の維持・強化を図っております。

(b) 商品開発力の維持・強化

総合チャネル卸売事業では、流行を的確に捉えた商品をタイムリーに企画するため、当社独自の組織体制として、D I V制を採用しております。このD I V制においては、それぞれの商品別に各D I Vが企画から生産販売までを一括管理しており、各D I Vが担当商品に特化しつつ機動的な商品開発に取り組むことを可能としております。

(c) 生産力の維持・強化

当社は、高品質かつ低コストの商品を、タイムリーかつ多量に生産供給することを実現するため、生産のほとんどを信頼関係のある海外の契約工場に委託するとともに、多量の原材料・商品を外部から仕入れているほか、効率的な生産及び在庫管理を実現するノウハウを蓄積し続けております。

(d) 販売力の維持・強化

総合チャネル卸売事業においては、量販店に対し、各D I Vが企画生産する単品商品を販売するのみならず、ライセンスブランド商品やハウスブランド商品の充実によりコーディネート売場を提案・拡充する販売促進活動を推進強化する一方、O E M事業においては、専門店に対し、各社ブランドのO E Mを中心として販売の拡大を展開しております。

(e) ブランド力の維持・強化

総合チャネル卸売事業では、ハウスブランドの育成強化、ライセンスブランドの拡充や「マスターライセンス」の取得等を、OEM事業では、著名ブランドへの受注拡大を図っております。

また、当社は、引き続きコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図っていく所存です。当社は、営業関連部門の業務執行機関として執行役員制度を採用し、各部門には担当執行役員を配して業務執行に関わる決定及び実行指揮・監督にあたらせる一方、管理部門の主要部門には、担当取締役を配し、部門間の連携を取りつつコンプライアンスの徹底、業務の迅速化及び効率化に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成22年4月23日開催の第57回定時株主総会において、買収防衛策の内容の一部について改定を行い、継続すること（改定後の買収防衛策を（「本プラン」といいます。）に株主の皆様のご承認を頂きました。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれに類似する行為、又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面及び買付等の内容の検討に必要な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、原則として最長60日間（延長を行う場合、原則として、30日間を上限とし、再延長できないものとします。）の検討作業を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得たうえ、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の提示を行います。当社は、本プランの各手続の進捗状況やその他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。なお、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行うに際して、株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認するものとし、新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当社取締役会は当該決議に従います。当社取締役会が新株予約権の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、買付者等を含む特定買付者等や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式1株と引換えに原則として新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項等が付された新株予約権を、当社が別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、無償にて割り当てます。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が、特定買付者等以外の株主の皆様から当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、特定買付者等以外の株主の皆様株式の希釈化は原則として生じません。）。

（注）本プランの詳細な内容は、インターネット上の当社ウェブサイト

（アドレス<http://www.crossplus.co.jp/ir/pdf/release/100316.pdf>）に掲載しております。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a)基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 の取組み）について

上記 に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(b)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 の取組み）について

本プランは、上記 に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としたものであり、基本方針に沿ったものであり、また以下の理由により当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・株主総会にて株主の皆様了承を得て改定及び継続されたものであり、有効期限満了前であっても、株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において廃止の決議が行われた場合はその時点で廃止されること、また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認するものとされ、株主の皆様を重視するものであること。

・独立性のある社外者のみから構成される独立委員会を設置しており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること。

・独立委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されていること。

・本プランの内容として、本プランの発動に関する合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保していること。

・独立委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることとされており、独立委員会による判断の公正性・客観性が担保される仕組みとなっていること。

・当社取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役選任を通じて、本プランにつき株主の皆様の意向を反映させることが可能なこと。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画しておりました設備の新設、除却等の計画の完了の他に主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

(1) 重要な設備計画の完了

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、改修について完了したものは次のとおりであります。

重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	設備投資額 (百万円)	完了年月	完了後の増加能力
株式会社ヴェント・ インターナショナル	TRALALA SHIBUYA109 ABENO店 (大阪市阿倍野区)	渋谷109系 SPA事業	店舗設備	11	平成23年4月	売場面積増加

(注) 1 上記事業所は建物の全部を賃借しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

重要な改修

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	設備投資額 (百万円)	完了年月	完了後の増加能力
株式会社ヴェント・ インターナショナル	LIZLISA 名古屋丸栄店 (名古屋市中区)	渋谷109系 SPA事業	店舗設備	26	平成23年2月	-
	LIZLISA 池袋パルコ店 (東京都豊島区)	渋谷109系 SPA事業	店舗設備	15	平成23年2月	-

(注) 1 上記事業所は建物の全部を賃借しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備計画の変更

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(3) 新たに確定した重要な設備計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,600,000
計	31,600,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,718,800	7,718,800	東京証券取引所市場第二 部及び名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株
計	7,718,800	7,718,800	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年6月1日からこの四半期報告書提出日までの旧商法に基づき付与された新株引受権、又は新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の状況
 (平成14年3月26日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年4月30日)
新株予約権の数	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)5	96,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,250円
新株予約権の行使期間	平成16年3月27日から 平成24年3月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 権利付与後、当社が時価を下回る価額で新株発行するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、株式分割又は併合を行う場合、発行価額は当該分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

2 権利付与後、当社が株式分割又は併合を行う場合、新株引受権により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1株未満の株式は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株引受権の行使の条件は、次のとおりであります。

権利行使に係わる価額の1年間の合計額が1千万円を超えないこと。

次に定める場合は、新株引受権を喪失する。

(a) 定年退職以外の事由により退職した場合

(b) 禁固以上の刑に処せられた場合

(c) 当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合

(d) 当社以外の衣料品販売業を目的とする会社の役職員に就任した場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)

(e) その他の条件については、平成14年3月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結した「新株引受権付与契約証書」に定める。

4 新株引受権の譲渡、担保権の設定をすることはできません。

5 新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、新株引受権の行使により発行された株式数及び退職により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じておりません。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況
 (平成18年4月25日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年4月30日)
新株予約権の数	1,940個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)6	194,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,200円
新株予約権の行使期間	平成20年5月1日から 平成25年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,200円 資本組入額 1,600円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株であります。なお、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行なう場合、付与株式数を次の算式により1株未満の端株を切り捨てて調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数としております。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行なう場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数としております。

2 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額としております。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整するものとしております。

当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式について、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、転換予約権付株式の転換予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定並びに商法第221条ノ2の規定(単元未満株式の受渡請求)に基づく自己株式の譲渡及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の転換社債の転換の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとしております。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとしております。

- 3 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
 対象者は、権利行使時において当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員の地位にあること。
 その他の条件については、平成18年4月25日開催の定時株主総会決議及び平成18年4月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定める。
- 4 新株予約権の消却事由及び条件については、当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとしております。
- 5 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとしております。
- 6 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

当社は、平成18年4月25日開催の第53回定時株主総会において、買収防衛政策の導入を決議しております。また、平成22年4月23日開催の第57回定時株主総会において、買収防衛策の継続を決議しておりますが、当該買収防衛策に基づく新株予約権は発行していませんので、該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年2月1日～ 平成23年4月30日	-	7,718,800	-	1,944	-	2,007

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年1月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成23年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,314,200	73,142	-
単元未満株式	普通株式 3,700	-	-
発行済株式総数	7,718,800	-	-
総株主の議決権	-	73,142	-

【自己株式等】

平成23年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
クロスプラス株式会社	名古屋市西区花の木三丁目 9番13号	400,900	-	400,900	5.19
計	-	400,900	-	400,900	5.19

(注)平成23年4月30日現在の自己株式数は、400,930株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 2月	3月	4月
最高(円)	796	785	712
最低(円)	770	550	668

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,395	5,866
受取手形及び売掛金	5 14,846	16,655
商品	5,609	4,055
貯蔵品	44	42
その他	1,472	774
貸倒引当金	10	13
流動資産合計	26,357	27,379
固定資産		
有形固定資産	1, 2 6,232	1, 2 6,137
無形固定資産		
のれん	236	343
その他	855	934
無形固定資産合計	1,091	1,277
投資その他の資産	3 5,149	3 5,111
固定資産合計	12,473	12,527
資産合計	38,831	39,907
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5 14,167	14,794
短期借入金	2,006	1,600
1年内返済予定の長期借入金	174	164
未払法人税等	12	151
賞与引当金	186	93
返品調整引当金	73	101
ポイント引当金	66	67
資産除去債務	3	-
その他	1,872	2,001
流動負債合計	18,563	18,974
固定負債		
長期借入金	432	219
退職給付引当金	1,177	1,220
役員退職慰労引当金	338	338
資産除去債務	185	-
その他	91	97
固定負債合計	2,225	1,875
負債合計	20,788	20,849

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金	2,007	2,007
利益剰余金	14,219	15,163
自己株式	532	532
株主資本合計	17,638	18,583
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	181	268
繰延ヘッジ損益	29	30
為替換算調整勘定	36	42
評価・換算差額等合計	173	194
少数株主持分	229	279
純資産合計	18,042	19,057
負債純資産合計	38,831	39,907

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 2 月 1 日 至 平成22年 4 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 2 月 1 日 至 平成23年 4 月30日)
売上高	18,036	17,377
売上原価	13,368	13,410
売上総利益	4,667	3,967
返品調整引当金戻入額	84	101
返品調整引当金繰入額	63	73
差引売上総利益	4,688	3,994
販売費及び一般管理費	5,489	5,210
営業損失 ()	801	1,215
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	13	14
受取ロイヤリティー	15	-
その他	39	36
営業外収益合計	70	52
営業外費用		
支払利息	5	3
為替差損	22	13
その他	3	6
営業外費用合計	31	23
経常損失 ()	762	1,186
特別利益		
貸倒引当金戻入額	5	1
特別利益合計	5	1
特別損失		
災害による損失	-	29
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	94
固定資産除却損	6	-
その他	-	11
特別損失合計	6	135
税金等調整前四半期純損失 ()	763	1,320
法人税、住民税及び事業税	17	11
法人税等調整額	296	484
法人税等合計	279	472
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	-	847
少数株主利益又は少数株主損失 ()	2	49
四半期純損失 ()	486	797

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	763	1,320
減価償却費	210	187
のれん償却額	106	106
賞与引当金の増減額(は減少)	121	93
受取利息及び受取配当金	16	16
支払利息	5	3
災害損失	-	29
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	94
売上債権の増減額(は増加)	2,979	1,809
たな卸資産の増減額(は増加)	773	1,556
仕入債務の増減額(は減少)	1,024	627
その他	897	345
小計	51	1,542
利息及び配当金の受取額	16	16
利息の支払額	4	3
法人税等の支払額	195	137
災害損失の支払額	-	25
その他	17	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	251	1,693
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	100	-
有形固定資産の取得による支出	127	96
差入保証金の差入による支出	10	26
差入保証金の回収による収入	61	20
貸付けによる支出	-	100
その他	62	47
投資活動によるキャッシュ・フロー	239	249
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	200	406
長期借入れによる収入	-	300
長期借入金の返済による支出	70	77
配当金の支払額	144	143
その他	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	414	485
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	903	1,453
現金及び現金同等物の期首残高	5,985	5,550
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,081	4,096

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ4百万円、税金等調整前四半期純損失は99百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は184百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	<p>前第1四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「固定資産除却損」は、特別損失総額の100分の20以下となったため、当第1四半期連結累計期間より特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は1百万円であります。</p> <p>また、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法を適用しており、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法を適用しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年4月30日)	前連結会計年度末 (平成23年1月31日)																				
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、4,604百万円であります。</p> <p>2 保険差益による圧縮額35百万円を取得価額より直接減額しております。</p> <p>3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 66百万円</p> <p>4 当座貸越契約 当社及び連結子会社（株式会社ヴェント・インターナショナル、スタイリンク株式会社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当第1四半期連結会計期間末日における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">5,750百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,006百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,743百万円</td> </tr> </table> <p>5 四半期連結会計期間末日満期手形等の処理方法 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第1四半期連結会計期間末日は金融機関の休日のため、四半期連結会計期間末日満期手形が期末残高に次のように含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">19百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> </table> <p>また、四半期連結会計期間末日が決済日となっている売掛金及び買掛金は実際の決済日に処理しておりますので、四半期連結会計期間末日決済売掛金及び買掛金が期末残高に次のように含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">469百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">552百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	5,750百万円	借入実行残高	2,006百万円	差引額	3,743百万円	受取手形	19百万円	支払手形	59百万円	売掛金	469百万円	買掛金	552百万円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、4,511百万円であります。</p> <p>2 保険差益による圧縮額35百万円を取得価額より直接減額しております。</p> <p>3 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 64百万円</p> <p>4 当座貸越契約 当社及び連結子会社（株式会社ヴェント・インターナショナル）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">5,450百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,600百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,850百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	5,450百万円	借入実行残高	1,600百万円	差引額	3,850百万円
当座貸越極度額	5,750百万円																				
借入実行残高	2,006百万円																				
差引額	3,743百万円																				
受取手形	19百万円																				
支払手形	59百万円																				
売掛金	469百万円																				
買掛金	552百万円																				
当座貸越極度額	5,450百万円																				
借入実行残高	1,600百万円																				
差引額	3,850百万円																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 1,364百万円	給料手当 1,316百万円
賞与引当金繰入額 118百万円	賞与引当金繰入額 91百万円
退職給付費用 76百万円	退職給付費用 95百万円
役員退職慰労引当金繰入額 6百万円	ポイント引当金繰入額 11百万円
ポイント引当金繰入額 11百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年2月1日 至平成23年4月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年4月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年4月30日現在)
現金及び預金 5,081百万円	現金及び預金 4,395百万円
現金及び現金同等物 5,081百万円	社内預金の保全に供している預金 298百万円
	現金及び現金同等物 4,096百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年4月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,718千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 400千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権又は新株引受権の四半期連結会計期間末残高 -

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月11日 取締役会	普通株式	146百万円	20円00銭	平成23年1月31日	平成23年4月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年2月1日至平成22年4月30日)

当社及び連結子会社は、衣料品事業のみを営む単一セグメントのため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年2月1日至平成22年4月30日)

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年2月1日至平成22年4月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

当社グループは、衣料品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年4月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年4月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年4月30日)

ヘッジ会計が適用されているものを除き、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年2月1日至平成23年4月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年4月30日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(注)当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当第1四半期連結会計期間の期首における残高と比較しています。

(賃貸等不動産関係)

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成23年 4月30日)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成23年 4月30日)	前連結会計年度末 (平成23年 1月31日)
1 株当たり純資産額 2,434.16円	1 株当たり純資産額 2,566.05円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

前第 1 四半期連結累計期間 (自平成22年 2月 1日 至平成22年 4月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成23年 2月 1日 至平成23年 4月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 66.48円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 109.01円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自平成22年 2月 1日 至平成22年 4月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成23年 2月 1日 至平成23年 4月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 ()		
四半期純損失 () (百万円)	486	797
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 () (百万円)	486	797
期中平均株式数 (千株)	7,317	7,317
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

当第 1 四半期連結会計期間(自平成23年 2月 1日 至平成23年 4月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 1 四半期連結会計期間(自平成23年 2月 1日 至平成23年 4月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当第 1 四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成23年3月11日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	146百万円
1株当たり配当金額	20円
基準日	平成23年1月31日
効力発生日	平成23年4月7日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年6月10日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の平成22年2月1日から平成23年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の平成22年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年6月9日

クロスプラス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 圭祐 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の平成23年2月1日から平成24年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年2月1日から平成23年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の平成23年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。